

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法改正に伴う所要の税制措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が課税対象となるすべての税制措置</p> <p>・ 特例措置の内容 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（以下「JOGMEC法」という。）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（以下「NEDO法」という。）改正後も税制面の取扱いについて、従来と差が生じることのないよう、所用の税制改正を行う。</p>	
関係条文	[]	
減収見込額	(初年度) () (平年度) () (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 東日本大震災等による原子力発電所の事故の影響により、原子力発電の扱いが変わる中、短期的にだけでなく、中長期的に電力の安定供給を確保するためには、火力発電用の石油・天然ガス・石炭の安定供給、再生可能エネルギーの拡大が重要となっている。 また、レアアース等の調達制約に起因する生産拠点の海外移転が懸念されており、空洞化対策として、金属鉱物の安定供給が重要となっている。 こうした状況を踏まえ、石油・天然ガス・金属鉱物の探鉱・開発を支援するためのリスクマネー供給体制を整備するとともに、石炭・地熱の開発を支援するための体制を整備する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>①石油天然ガス・金属鉱物に関する独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の直接権益取得業務の強化 JOGMEC法第11条第1項第4号は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）が権益を取得すること（以下「直接権益取得業務」という。）を業務として規定しているが、当該権益に基づき探鉱を行うこと（以下「直接探鉱業務」という。）は業務として規定していない。近年、未探鉱のフロンティアエリアの探鉱が活発化しているが、探鉱リスクが高いため、我が国企業の進出が進んでいない状況や、外国政府から機構に対して直接探鉱を行うよう要請がある状況の中で、我が国として権益を確保していくためには、JOGMECによる探鉱が必要となっていることから、直接探鉱業務を行えるよう、直接権益取得業務を強化する。</p> <p>②鉱物資源に関する地質構造の調査に関する制限の見直し JOGMEC法第11条第1項第6号においては、鉱物資源の地質構造の調査を行えるものは、海外で民間事業者の負担があるもの又は200メートル以上の水深で行われるものと制限されている。近年、水深200メートル未満の場所で鉱物資源の賦存が確認される等の状況変化がある中、地質構造の調査を実施できないことから、これらの制限を見直す。</p> <p>③石炭に係る資源開発業務等の移管及び支援強化 現在は、石炭資源開発に関する業務は、NEDO法第15条において独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が行うこととされている。近年、石炭の需要の高まりや石炭価格の上昇により権益獲得が困難化し、資源開発における一元的な体制の下、石炭の権益獲得についても支援する必要があることから、石炭に係る資源開発業務等をNEDOからJOGMECに移管し、加えて、リスクマネーの供給体制の整備を行う。</p> <p>④地熱開発に係る探鉱支援事業の移管 現在は、地熱開発に係る探鉱支援業務は、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第11条第3号においてNEDOが行うこととされているが、東日本大震災以降、地熱開発に係る必要性が増す中、JOGMECが有する地質構造の調査に関する知見を踏まえ、地熱資源を一体的に開発する体制を整備するため、地熱開発に係る探鉱支援事業をNEDOから機構に移管する。</p>	
本要望に対応する縮減案		
	ページ	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
	政策の達成目標	—
	—	
	—	
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	—	
	要望の措置の妥当性	今回の業務見直しについては、税法上、従前のJOGMEC及びNEDOと同様の対応を要望するものであることから、妥当なものと考えられる。
	ページ	—

税負担軽減措置等の適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	